

農地・農業用施設災害復旧事業 (暫定法) 災害査定申請マニュアル

令和 5 年 3 月改訂

本マニュアルの位置づけ

近年、災害復旧事業の実施主体である市町村では、同事業の経験を持つ技術系職員が不足していることから、災害査定申請作業を同事業の経験を持たない職員が担当することも散見される。

また、災害は毎年必ず起こるものではなく、事業主体によっては、数年に1度しか申請されないことも考えられるため、例え担当部署に配属されていたとしても、経験が十分に積まれないことが想定される。

一方、災害復旧事業は、迅速な対応が求められ、職員の経験不足によって早期復旧の妨げとなることは避けなければならない。

こうしたことから、**本マニュアルでは災害復旧の経験がない、あるいは経験が不足している職員に対して、農地・農業用施設の災害復旧事業が、どのように進められるかについてのエッセンスを伝え、円滑な事業の促進を図るものである。**

なお、災害復旧事業全体の流れを理解していただくことに重点を置いているため、災害復旧事業の解説（通称：赤本）の関連ページにて、詳細の運用内容等を確認していただきたい。

目次

I	災害復旧事業の概要	5
1	災害復旧事業の目的	6
2	発災から工事着工までの流れ	7
3	災害復旧事業の対象施設と災害事例、根拠法令	8
4	対象施設等	9
5	災害復旧事業の対象となる災害	10
6	対象とならない条件	11
7	災害復旧事業の範囲（採択条項）	12
7-1	採択条項 要領第12（原形復旧）の事例	13
7-2	採択条項 要領第13（効用回復）の事例	14
7-3	採択条項 要領第14（原形復旧不可能）の事例	15
7-4	採択条項 要領第15（原形復旧困難・不適當）の事例	16
8	一箇所工事の取り扱い	17
9	補助率の算定	18
10	補助率の増高申請	19
10-1	暫定法の補助額の算定法	20
10-2	激甚法の補助額の算定法	21
11	激甚法について	22
11-1	激甚災害指定基準（農地・農業用施設の場合）	23
12	起債措置が認められているもの	24

目次

Ⅱ	発災から査定申請までの動き	2 5
1	事前の準備	2 6
2	災害の発生	2 7
3	応急仮工事の実施	2 8
4	応急仮工事の事例	2 9
5	災害報告	3 0
6	災害事象の確認① 降雨の場合	3 1
7	災害事象の確認② 洪水、落雷の場合	3 2
8	復旧計画の樹立	3 3
9	農地復旧に関する農家の意向確認	3 4
10	査定前着工（応急本工事）の活用	3 5
11	査定前着工（応急本工事）の事例	3 6
12	被災市町村への応援派遣	3 7
13	計画概要書の作成	3 8
Ⅲ	災害査定申請様式集	4 0
Ⅳ	災害査定FAQ	4 6

I 災害復旧事業の概要

1 災害復旧事業の目的

(赤本：P.Ⅰ-7,Ⅱ-1,Ⅲ-1,V-1,Ⅵ-1)

我が国では、気象的、地理的に災害は避けられません。農地等の被害は一般社会生活の安定にまで影響する一方、災害の発生は予見出来ず、復旧費用は莫大で、農家等のみで復旧させることは困難であることから、昭和25年に確立された復旧事業の補助制度（暫定法）、昭和37年に制定された激甚災害に関する制度（激甚法）などを活用し、災害復旧を支援しています。

国庫補助制度の目的

災害を受けやすい気象的・地理的条件に対する国土保全

地方公共団体や地域経済に対する影響の軽減

農業生産力の維持・農業経営の安定

激甚な災害に対する地方公共団体や農家負担の更なる軽減

国庫補助制度の根拠法令等

土地改良法

暫定法

負担法

地すべり等防止法

海岸法

激甚法

暫定法：農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

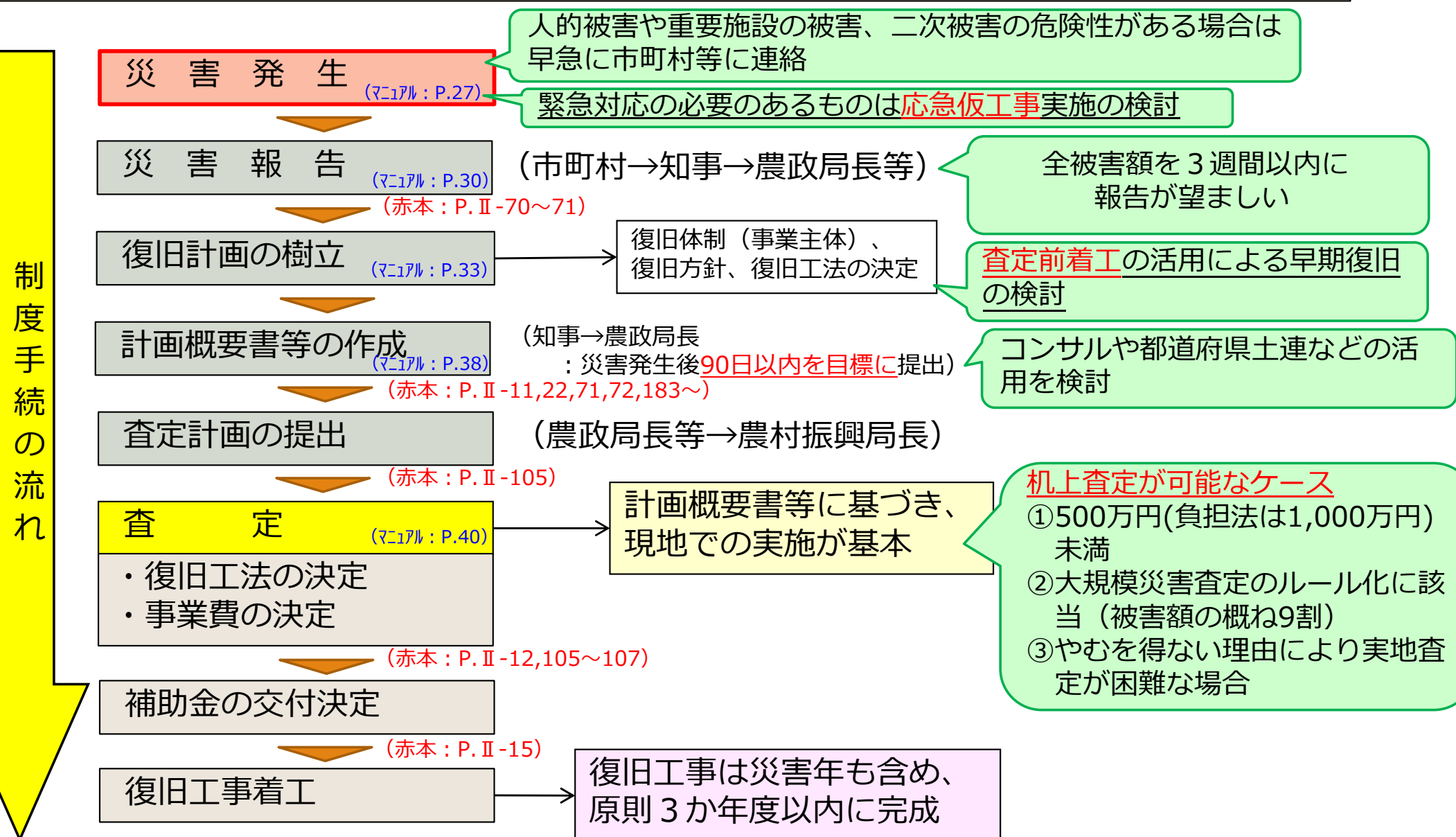
負担法：公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

激甚法：激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

農地・農業用施設等災害復旧事業等の実施

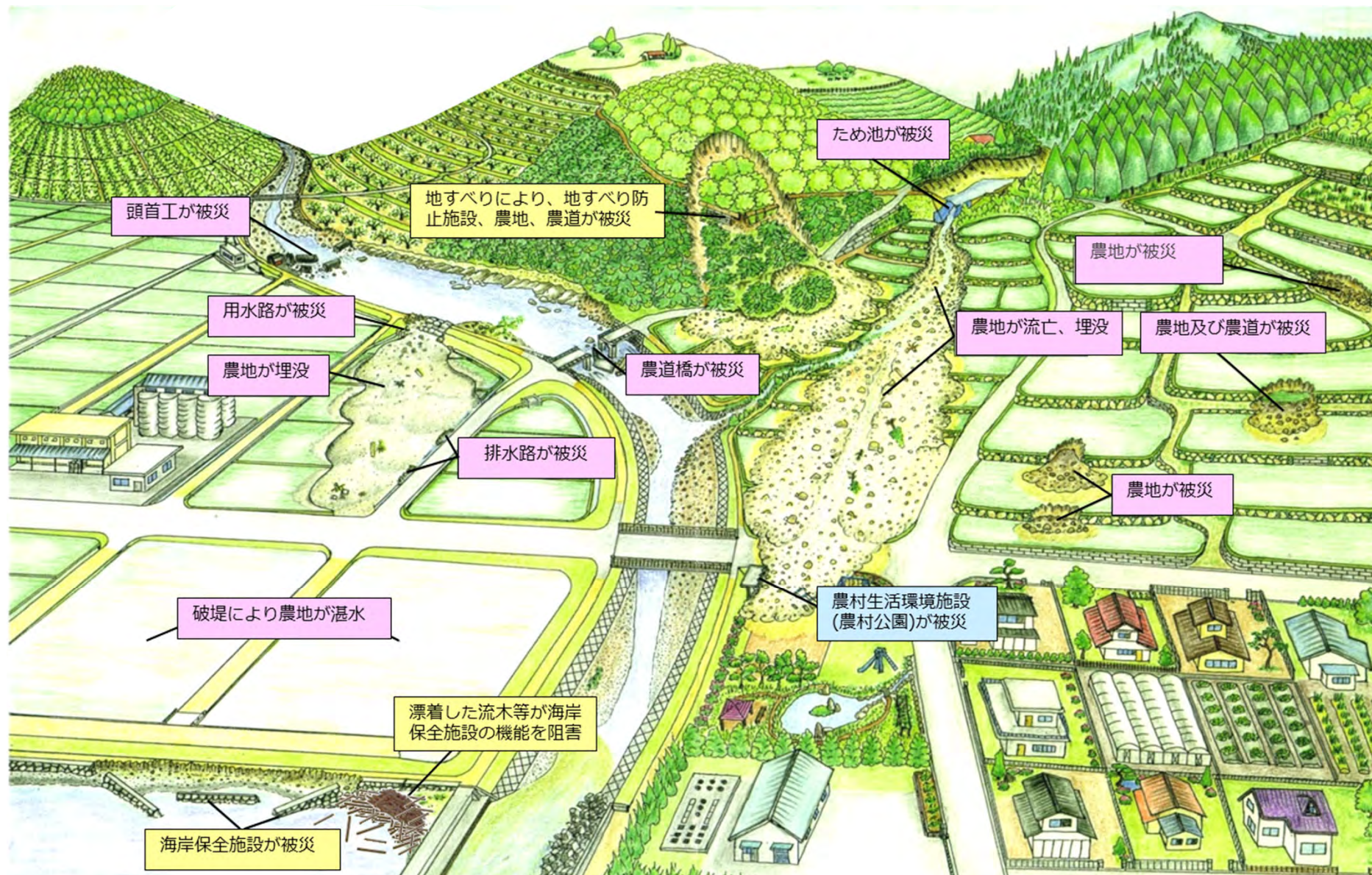
2 発災から工事着工までの流れ

○ 発災から復旧工事までの流れは以下のとおりです。



3 災害復旧事業の対象施設と災害事例、根拠法令

- 事業の対象施設と災害事例、根拠法令等は以下のとおりです。



凡例	
	: 暫定法
	: 負担法
	: 関連

4 対象施設等

農地：耕作の目的に供されている土地で、現に耕作している土地
農業用施設：ため池、頭首工、揚水機、用・排水路、堤防等のかんがい排水施設
農業用道路、橋梁、農地保全施設（関係戸数2戸以上）

【各種の被災事例】



農地



頭首工



ため池



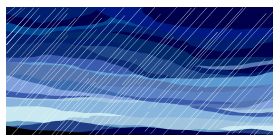
農道



水路

5 災害復旧事業の対象となる災害

○ 災害とは「異状な天然現象」により生じたもので、主な現象の事例は以下のとおりです。



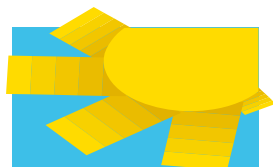
降雨：最大24時間雨量が80mm以上又は時間雨量が概ね20mm以上



洪水：はん濫注意水位以上（はん濫注意水位の定めがない場合は、低水位から天端までの高さの1/2以上。）



暴風：最大風速（10分間平均風速の最大値）15m/s以上



干害：連続干天日数（日雨量5mm未満）が20日以上



火山噴火の降灰：平均厚さ2cm以上（粒径1mm以下）、
平均厚さ5cm以上（粒径0.25mm以下）



高潮・津波：異常な高潮若しくは波浪で被災程度が比較的大
（消波ブロック1個の高さの1/2以上）

その他

融雪、地すべり、地震、落雷その他異状な天然現象

6 対象とならない条件

- 農地及び農業用施設の災害復旧事業には、適用除外となる場合があります。主な事例を以下に示します。

暫定法第5条

(赤本：P.Ⅱ-6～7)

- 経済効果の小さいもの
- 維持工事とみるべきもの
- 明らかに設計の不備又は工事の施行の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの
- 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの
- 災害復旧事業以外の事業の施行中に生じた災害に係るもの

経済効果の小さいものの事例（令第9条）

(赤本：P.Ⅱ-19)

- 傾斜が20度を超える農地
※ 果樹（果樹農業振興計画に係るもの）又はお茶（茶業及びお茶の文化の振興に関する計画に係るもの）であって、傾斜が20度以下の農地とおおむね同等以上の単位面積当たりの農業所得が得られるものを除く。
- 有効幅員120cm未満の農業用道路
- その災害復旧事業の事業費の額が、当該災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額として、農林水産大臣が毎年定めるところにより、算定される金額を超える農地

査定要領第7

(赤本：P.Ⅱ-102～104)

- 1か所の工事費が40万円未満のもの
- 異常な天然現象によらないもの
- 被災の事実はあるが、当年災害によらないもの
- 既に採択された災害復旧事業と重複して申請されたもの
- 農地、農業用施設に該当しない施設に係るもの

7 災害復旧事業の範囲（採択条項）

（赤本：P.Ⅱ-2）

- 災害復旧事業の目的は、農地等を原形に復旧することです。
- ただし、原形復旧が出来ない場合、同等の効用を持つものに復旧すること、代替施設を造成することも可能です。

第12（原形復旧）

（赤本：P.Ⅱ-115～116）

従前の位置に同じ規模・材質で復旧

法面の崩落

盛土・土羽
で復旧

第13（効用回復）

（赤本：P.Ⅱ-116～122）

災害により失われた施設の
効用を回復

崩落土の
撤去・搬出

法面崩落による
水路の埋塞

第14（不可能）

（赤本：P.Ⅱ-122～129）

原形復旧が不可能で、規模・材質の変更、
施設の新設により従前の機能を回復

土砂による復旧は法面
が安定しないため、積
ブロックを追加して、
被災前の位置に復旧

基礎岩盤が崩壊

第15（困難又は不適當）

（赤本：P.Ⅱ-129～167）

原形復旧が困難又は不適當で、
施設の位置変更・新設により
従前機能を回復

水路と斜面が崩落し、
重力式の擁壁で原位置
に水路を復旧する
ことは可能であるが
工事費が増大

法線の変更・擁壁根入
拡大・山留工の新設

7-1 採択条項 要領第12（原形復旧）の事例

（赤本：P.Ⅱ-115～116）

- 農地復旧の場合は、区画を変更しないものが該当します。
- 農業用施設の場合は旧施設と形状、寸法及び材質の等しいものが該当します。

農地（田、畑、わさび田）の場合

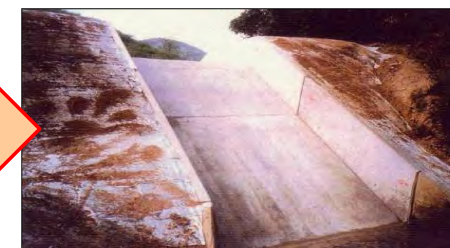
農地復旧において、区画を変更しないものは「原形復旧」に該当

- ・ 田、畑、わさび田の区分に従い復旧
- ・ 土羽復旧を基本とし、必要に応じて下記の工事を検討
 - ①フトン籠工は、再度災防止のための軟弱地盤対策、湧水対策、法先保護など
 - ②積みブロックは、用地境界内で法面が収まらない等、必要性がある場合に最小限度の工事を計画



農業用施設の場合

被災施設の旧位置に旧施設と形状・寸法・材質の等しい施設を復旧



7-2 採択条項 要領第13（効用回復）の事例

（赤本：P.Ⅱ-116～122）

- 施設そのものに被災が無い場合で、災害による状況変化のため、施設がその従前の機能を失ったり、障害を起こした場合に、その従前の機能を回復するものです。

※ 復旧計画の作成に当たって、土砂に埋まって被災は確認できないが、被災している可能性がある場合は、「埋塞土砂撤去後に水路の被災が確認された場合は計画変更で処理する」等の条件付き査定を受ける必要がある。

（赤本：P.Ⅱ-107）

【豪雨により水路に流入した土砂（通水障害）を排除】



【豪雨によりため池に流入した土砂（貯水機能の障害）を排除】



7-3 採択条項 要領第14（原形復旧不可能）の事例

（赤本：P.Ⅱ-122～129）

- 被災前の場所に旧施設の形状、寸法、材質と等しい方法で復旧することが不可能な場合、形状、寸法、材質の変更や施設の新設により、従前と同等の効用を復旧させます。

農業用施設の災害事例としては、

- ①堤敷洗掘、②護岸・井堰の根入れ、③河床の深掘れ、④橋梁、サイホン、井堰等の延長増加、⑤巻立てのない隧道、⑥変化による基礎（杭・基礎工）、⑦農地保全施設の根入れ、延長などがあげられます。

【頭首工において、河床の変動により、従前の根入れ（旧施設の寸法）での復旧が不可能なため、根入れ（寸法）を深く復旧】



7-4 採択条項 要領第15（原形復旧困難又は不適當）の事例

（赤本：P.Ⅱ-129～167）

- 被災前の場所に、旧施設の形状、寸法、材質と等しい方法で復旧することが困難、又は不適當な場合、被災前とは異なる工種、法線、位置などで復旧し、従前の機能を回復させます。（必要最小限の変更による）

復旧事例としては、

- ①開渠の一部分を隧道、サイホン、水路橋等として復旧、
- ②道路を橋梁、栈道、隧道等として復旧するように工法を変更、
- ③橋梁、井堰、サイホン等の河川工作物の設置位置の河状が著しく変化した場合等に位置を変更することなどがあげられます。

【豪雨により崩壊した余水吐水路（土水路）を現場打コンクリート水路に復旧】



【前の法面が滑落し、堤体に空洞（パイピング）が発生し漏水した、ため池を前刃金工により復旧】



ため池の復旧において、旧堤体が均一型断面で、復旧堤体に刃金を入れる必要がある事例に適合します。

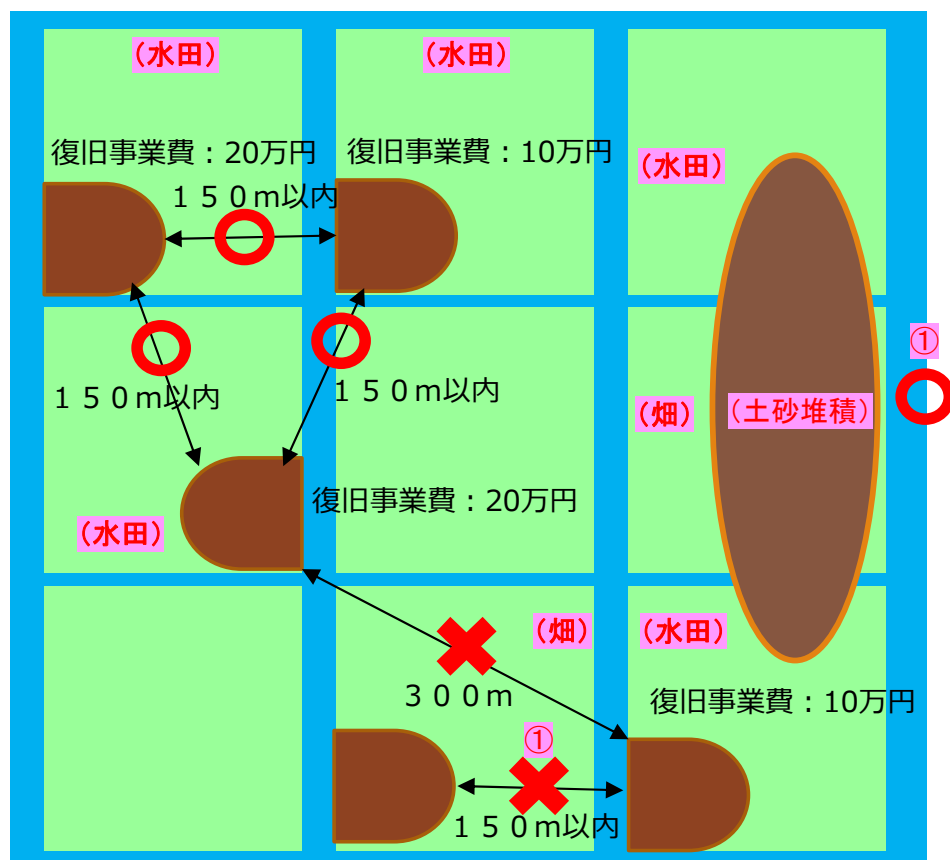
8 一箇所工事の取り扱い

(赤本：P.Ⅱ-2~3,189)

- 一つの施設について、被災した箇所が最短水平距離で150m以内の間隔で連続している場合は、一箇所工事として取り扱うことができます。

一箇所工事となる条件

- ① 1か所の工事費が40万円以上のもの
- ② 1か所の工事費とは、同じ施設が被災した場合で、その被災箇所が150m以内の間隔で連続しているもの



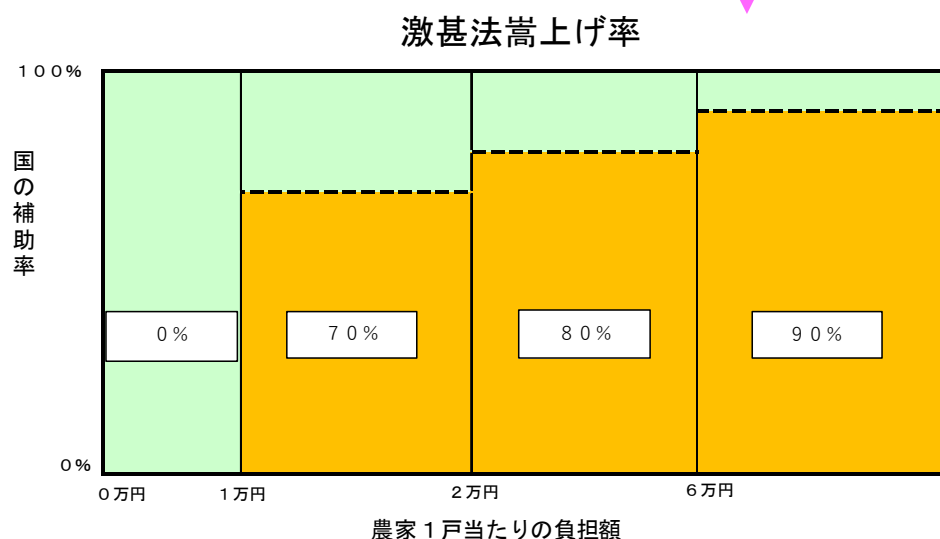
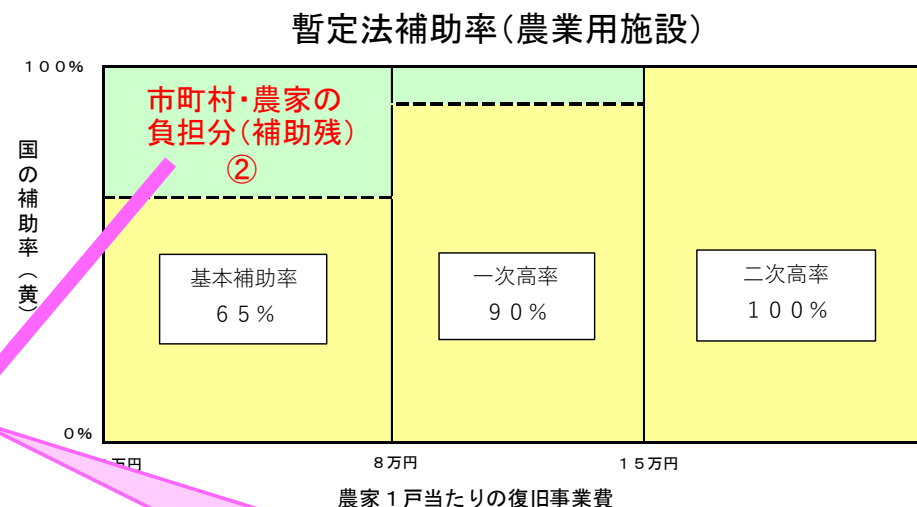
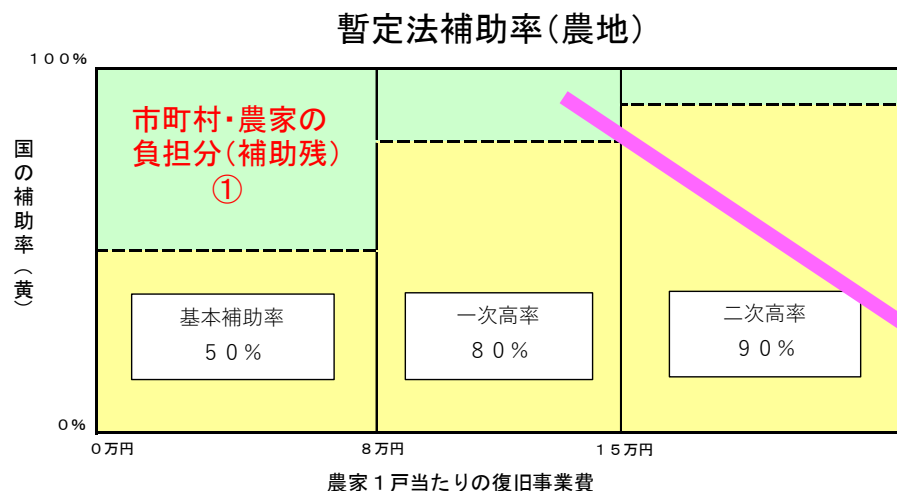
一箇所工事となる条件の例外

- ① 【×】 工種が異なる場合
水平距離が150m以内であっても、工種（田と畑）が異なれば、一箇所工事とはなりません。
- ② 【○】 分離施工が困難な場合
一つの施設について、被災した箇所が150mを超えるが、工事を分離して施工することが困難・不適当な場合は、一箇所工事として施工可能です。
- ③ 【○】 前後の分水工間の工事
用水路の上下流方向に前後する分水工間の被災の場合、150mを超えていても一箇所工事として施工可能です。
- ④ 【○】 合併施行
農地と農業用施設が分離して施工することが困難である場合、一箇所工事として施工可能です。

9 補助率の算定

(赤本：P.Ⅱ-3~4,Ⅵ-6)

- 暫定法の基本補助率は、**農地50%、農業用施設65%です。**
- 農家1戸当たりの**復旧事業費**に応じて、**高率補助が適用（増高申請）**されます。
- 激甚災害に指定された場合は、**暫定法の補助残部分について補助が嵩上げ**されます。



市町村・農家の負担部分
(補助残、①と②の合計)
について激甚法による嵩
上げを実施

※ 農家1戸当たりの負担額が2万円以上の市町村が該当

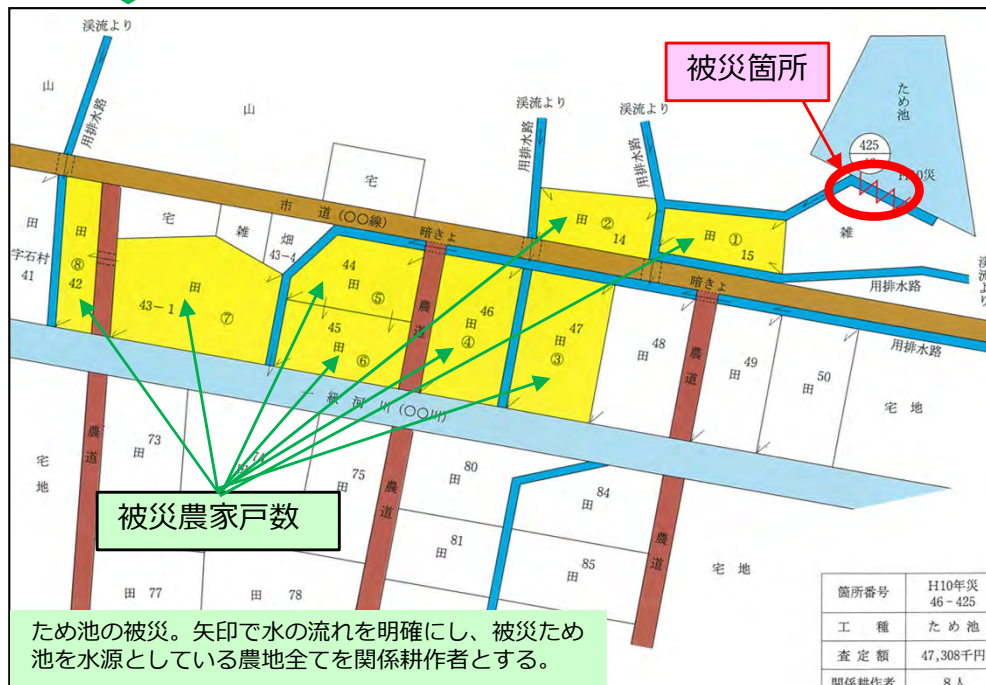
10 補助率の増高申請

- 補助率の増高は、市町村ごとに当該災害年に発生した災害復旧事業費（査定事業費の総額）を、関係農家数（被災農家戸数）で除した、農家一戸当たりの復旧事業費が8万円以上になる場合に適用します。
- 関係農家数は、字切図（被災箇所ごとの受益農家戸数算出図）から算出します。

$$\frac{\text{市町村ごとの災害復旧事業費}}{\text{関係農家数}} = \text{農家一戸当たり事業費} \geq 8 \text{万円}$$

※農家一戸当たり事業費8万円～15万円の間は一次高率、15万円以上は二次高率

字切図（被災箇所ごとの受益農家戸数算出図）



関係農家数の算出に当たっては、被災農家戸数から重複する戸数を除いて算出することに留意。

市町村の申請

申請書類
(暫定法)

災害復旧工事箇所図

字 切 図

維持管理証明書及び
被災履歴書

耕 作 者 名 簿

高率補助該当調査表

農林水産省

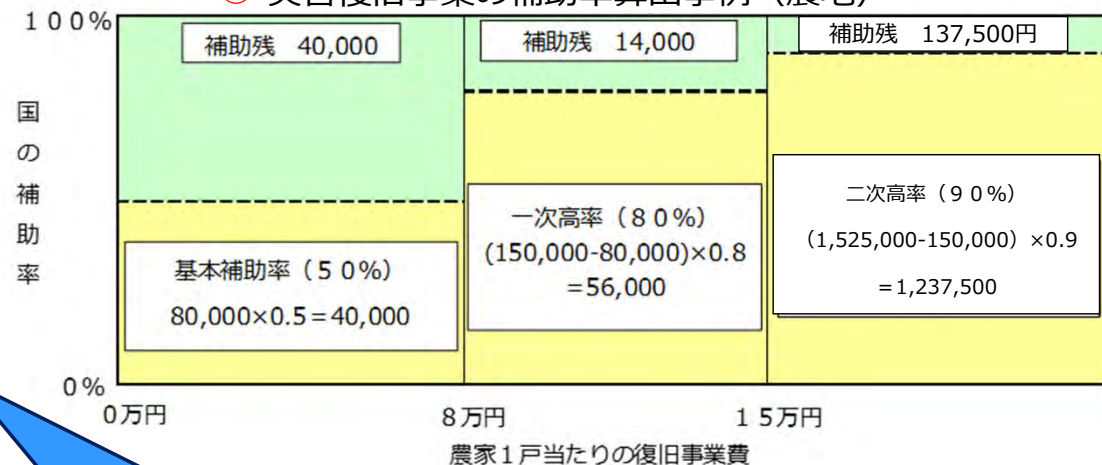
10-1 暫定法の補助額の算定法

	復旧事業費（円）	補助残（円）	関係農家戸数（戸）
A市 農地①	2,500,000	315,000	10
A市 農地②	5,000,000	630,000	10
A市農地小計	7,500,000	945,000	
A市 農業用施設①	3,000,000	69,000	10
A市 農業用施設②	20,000,000	460,000	10
A市農業用施設小計	23,000,000	529,000	
A市農地・農業用施設合計	30,500,000	1,474,000	20

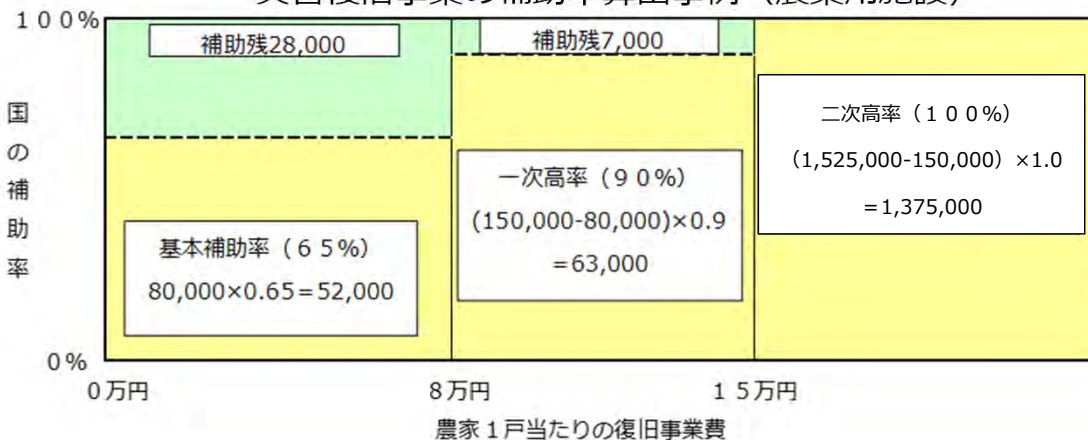
① 市町村の復旧事業費の合計を、関係農家戸数で除して、農家1戸当たりの復旧事業費を算出
 (例) $30,500,000円 \div 20戸 = 1,525,000円/戸$

星取り表により、農家戸数の重複を排除
 (この場合20戸が重複)

② 災害復旧事業の補助率算出事例（農地）



② 災害復旧事業の補助率算出事例（農業用施設）



③ 国の補助率
 $(52,000円 + 63,000円 + 1,375,000円) \div 1,525,000円 = 97.7\%$

負担（補助残）率
 $100\% - 97.7\% = 2.3\%$

③

国の補助率
 $(40,000円 + 56,000円 + 1,237,500円) \div 1,525,000円 = 87.4\%$

負担（補助残）率
 $100\% - 87.4\% = 12.6\%$

④ ④

農家1戸当たりの負担額（補助残）

- ・農地①の場合
 $(2,500,000円 \times 12.6\%) \div 10戸 = 31,500円/戸$
- ・農業用施設②の場合
 $(20,000,000円 \times 2.3\%) \div 10戸 = 46,000円/戸$

10-2 激甚法の補助額の算定法

※ 農家1戸当たりの負担額が2万円以上の市町村が該当

	復旧事業費（円）	補助残（円）	関係農家戸数（戸）
A市 農地①	2,500,000	315,000	10
A市 農地②	5,000,000	630,000	10
A市農地小計	7,500,000	945,000	
A市 農業用施設①	3,000,000	69,000	10
A市 農業用施設②	20,000,000	460,000	10
A市農業用施設小計	23,000,000	529,000	
A市農地・農業用施設合計	30,500,000	1,474,000	20

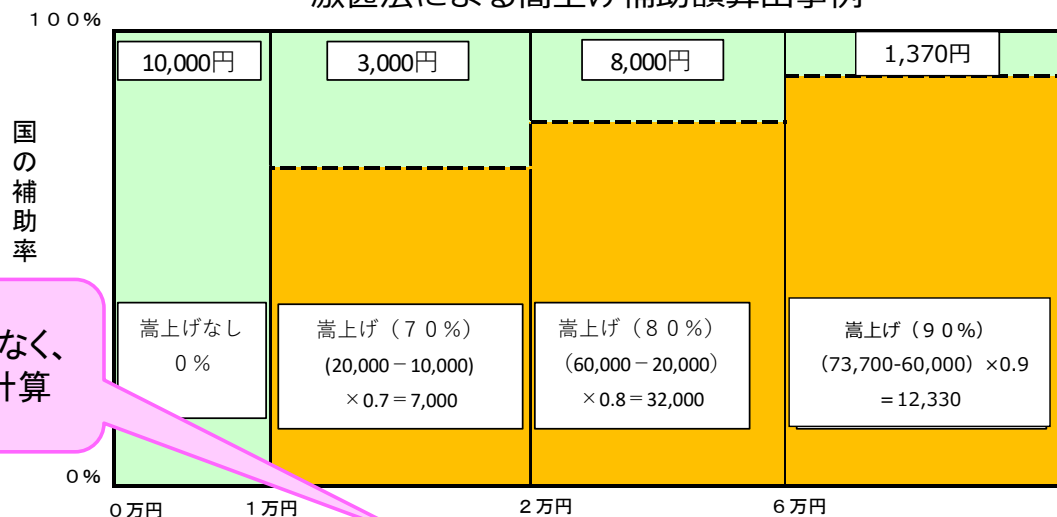
星取り表により、農家戸数の重複を排除
(この場合20戸が重複)

① 農地の負担額(補助残)
 $7,500,000円 \times 12.6\% = 945,000円$

② 農業用施設の負担額(補助残)
 $23,000,000円 \times 2.3\% = 529,000円$

A市の農家1戸当たりの負担額(補助残)
 $(945,000 + 529,000) \div 20戸 = 73,700円/戸$

激甚法による嵩上げ補助額算出事例



事業費ではなく、負担額で計算

国の嵩上げ補助額(激甚法分)

$(7,000 + 32,000 + 12,330) \times 20戸 = 1,026,600円$

→農地・農業用施設の補助残で按分
(農地)

$1,026,600円 \times 945,000円 / 1,474,000円 = 658,166円$

(農業用施設)

$1,026,600円 \times 529,000円 / 1,474,000円 = 368,434円$

国の補助額合計(暫定法分+激甚法分)

(農地)

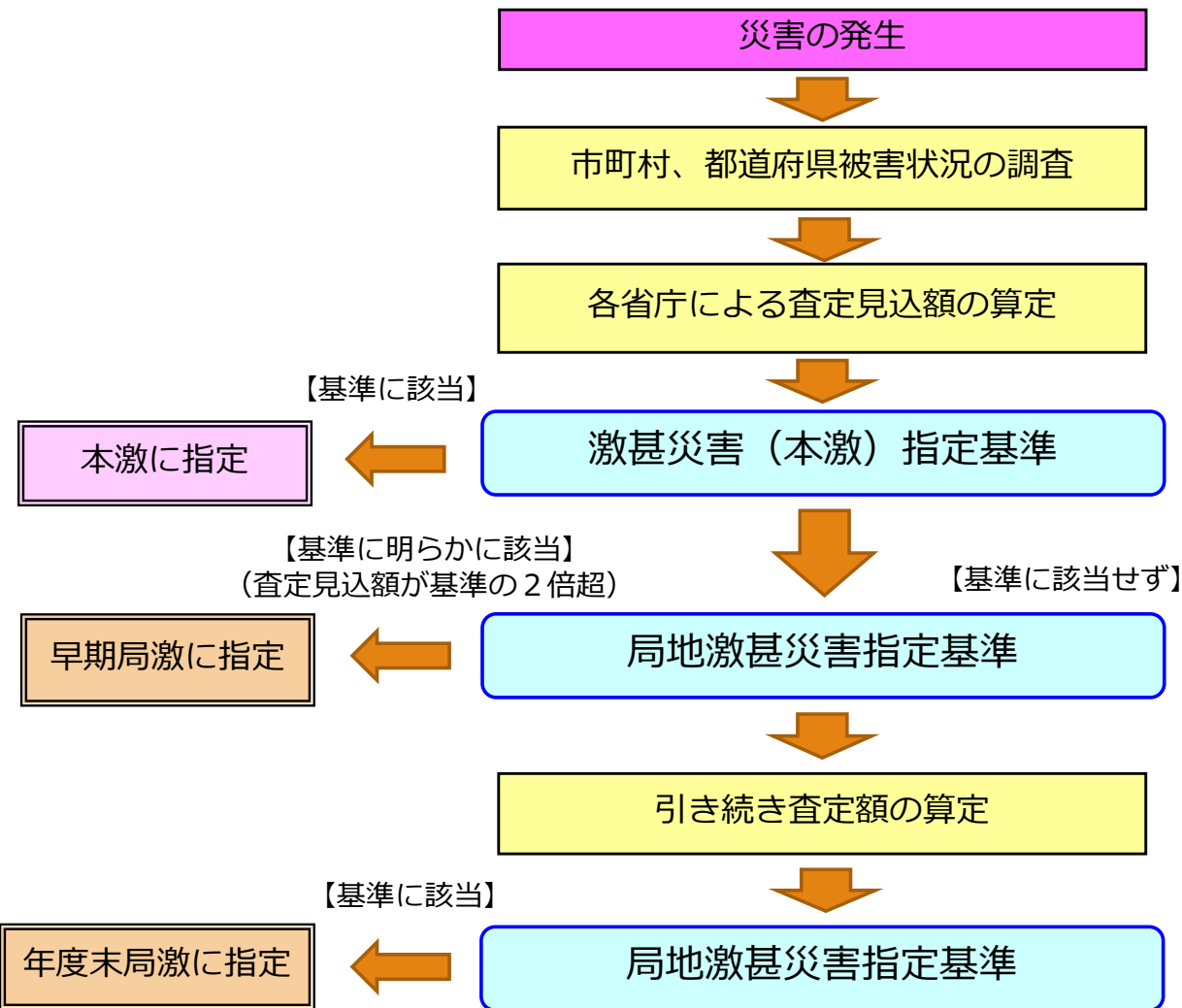
$(7,500,000 \times 87.4\%) + 658,166円 = 7,213,166円$
(事業費の96.2%)

(農業用施設)

$(23,000,000 \times 97.7\%) + 368,434円 = 22,839,434円$
(事業費の99.3%)

11 激甚法について

- 著しく激甚である災害が発生した場合は、「激甚災害」に指定し、さらなる補助率の嵩上げ措置を行います。
- 激甚災害の指定は「激甚災害」（本激）と、「局地激甚災害」（局激）とがあり、指定された場合の補助率は同じです。



激甚災害制度

国民経済に著しい影響を及ぼす等の災害が発生した場合に「激甚災害」と指定し、国庫補助の嵩上げなど、必要な措置を講じる制度

本激

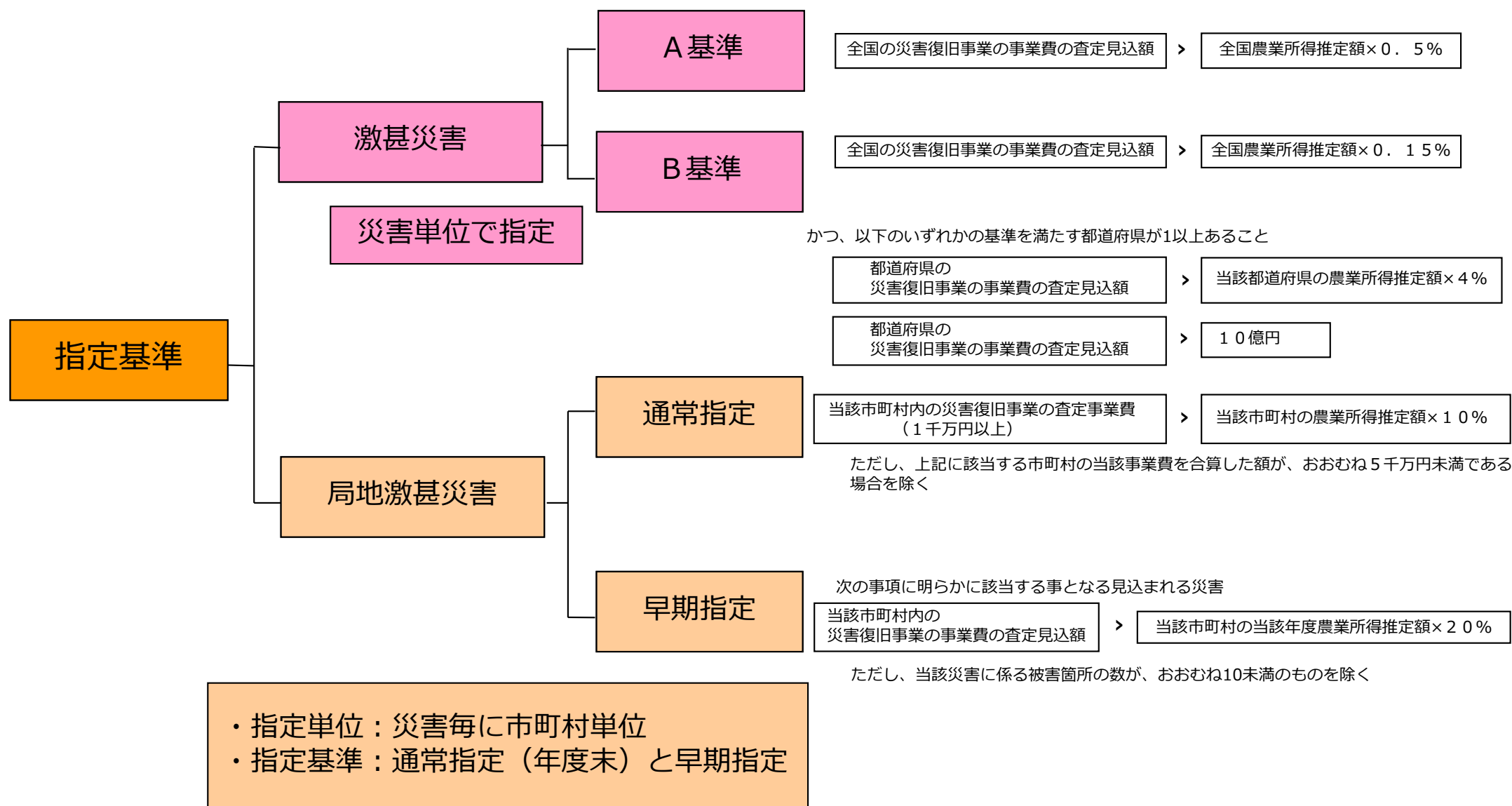
全国レベルの激甚災害で、地域を特定せず、災害そのものを指定する

局激

ある特定地域に激甚な被害を及ぼした災害で、市町村単位での災害指定を行う

- ・ 激甚災害に関する会議は近年早まる傾向
- ・ 速やかな激甚災害指定のためにスピード感を持った対応が必要

11－1 激甚災害指定基準（農地・農業用施設の場合）



12 起債措置が認められているもの

- 補助事業の実施に際して、起債措置制度が認められています。具体的に認められている事業は以下のとおりです。

① 補助災害復旧事業債

事業主体が都道府県若しくは、市町村の場合、または公共的団体である土地改良区等が実施する農地・農業用施設の災害復旧事業に対して、都道府県や市町村が負担する場合において、国庫補助残額（以下補助残という）について起債が認められます。

区 分	充 当 率		算 入 率
	現年災	過年災	
農地復旧 農業用施設復旧	補助残のおおむね90% 補助残のおおむね90%	補助残のおおむね80% 補助残のおおむね80%	10年（うち据置2年）以内で元利均等償還。 なお、元利均等償還額の95%が基準財政需要額に算入。
海岸保全施設及び地すべり防止施設	補助残のおおむね100%	補助残のおおむね90%	基準財政需要額算入率95%
農業用施設災害関連	補助残のおおむね90%	補助残のおおむね90%	基準財政需要額算入率20%
海岸及び地すべり防止施設災害関連	補助残のおおむね90%	補助残のおおむね90%	基準財政需要額算入率20%

② 単独災害復旧事業債

暫定法による補助を受けず、都道府県又は市町村が事業主体となり実施する災害復旧事業については、起債が認められることになっています。

区 分	起債充当率	算 入 率
農 地（※）	65%	算入率47.5～85.5% 〔財政力補正〕
農業用施設	65%	

※激甚災害に係る1か所の事業費が40万円以上の場合に限る。

③ 激甚災害における農地等小災害復旧事業

暫定法の対象とならない災害復旧事業のうち、1か所の工事費が13万円以上40万円未満のもの（小災害という。）で、激甚災害であり市町村が行う復旧事業については、起債が認められることになっています。

1戸当たり負担額	起債充当率	算入率
2万円以下の市町村	農 地 50% 農業用施設 65%	毎年度の元利償還に要する経費は基準財政需要額に算入。
2万円を超える市町村	農 地 74% 農業用施設 80%	算入率100%

Ⅱ 発災から査定申請までの動き

1 事前の準備

- 災害の発生に備え、日頃からの準備が重要です。

災害予防のための日常の点検管理

- (1) 災害用の応急工事資材の確保
土のう袋、詰め土、木杭、掛矢、ブルーシート、バリケード等資材の備蓄
- (2) 施設の脆弱部（亀裂、沈下、浸食等）の点検、補修
草刈り等を適切に行い、施設の表面状況を目視できるようにしておくことが重要
- (3) ポンプ、ゲート等の機器設備の点検補修

※災害復旧事業の申請時に確認する維持管理資料は、常日頃から整理が必要

災害時に備えた体制の整備

BCPの作成も
有効

- (1) 体制図の整備
緊急時における職員の配置、連絡体制、役割分担を明確にするとともに、所定の人員が確保されない場合のバックアップ体制について整備
- (2) マニュアルの整備
緊急点検を迅速かつ的確に行うための点検ルート、アクセスマップ、点検の手順、点検マニュアル、施設管理台帳、災害報告マニュアル等を作成し、外部の人にもわかるように整理、保管
- (3) 物品の確保
点検・連絡等に必要な機材、関係職員等の安全確保、及び災害対応期間中の生活に必要な物品の確保、備蓄
- (4) 実地訓練の実施
関係職員等に対する招集、点検、報告等についての実地訓練の実施（出来る限り年1回以上）

2 災害の発生

- 災害が発生した場合、速やかに状況を確認し、関係部署に連絡します。
- 電話、FAX、メールなど連絡手段は不問です。

災害の発生
を確認

応急対策の実施
(二次災害の防止等)

被害の報告



確認のポイント

- 人的被害の有無
- 重要施設（ため池等）の被害の有無
- 二次災害の発生の危険性

3 応急仮工事の実施

(赤本：P.Ⅱ-78~85,482~483,Ⅲ-67~68)

- 二次災害の防止や用水取水の確保など、緊急的に実施する必要があるものについては、事業主体の判断で応急仮工事を実施します。
- 1か所に要する応急仮工事の費用が20万円以上で、これを除く復旧工事に要する費用が40万円以上のものは、国庫補助対象の可能性があります。

補助の最終判断は査定時

事後審査となるので、証拠書類は、しっかり保存をすること!!

必要となる証拠書類（例）

- ・ 被災施設等の状況写真
- ・ 工事実施中の写真
- ・ 出来形管理図書
- ・ 出役人夫、購入資材、工事費支払額等が確認できる証拠書類
- ・ 請負契約関係書類

※ 負担法の対象となる応急仮工事は、緊急に施行しなければならない仮締切工事及び決壊防止工事であって、応急仮工事費を除く復旧工事費が、都道府県又は指定都市にあっては120万円、市（指定都市を除く）町村にあっては60万円以上の場合に対象となります。

※ 農村生活環境施設の応急仮工事は、1か所に要する応急仮工事費の費用が100万円以上（増破防止工事に要する費用は50万円以上）で、これを除く復旧工事費の額が100万円以上となる場合に対象となります。

4 応急仮工事の事例

幹線排水路



仮排水路設置状況



幹線排水路が被災を受けたことにより、場内の排水不良が生じた。

再度災害の危険性があるため、仮排水路を設置し、排水処理を実施。

ため池法面崩壊



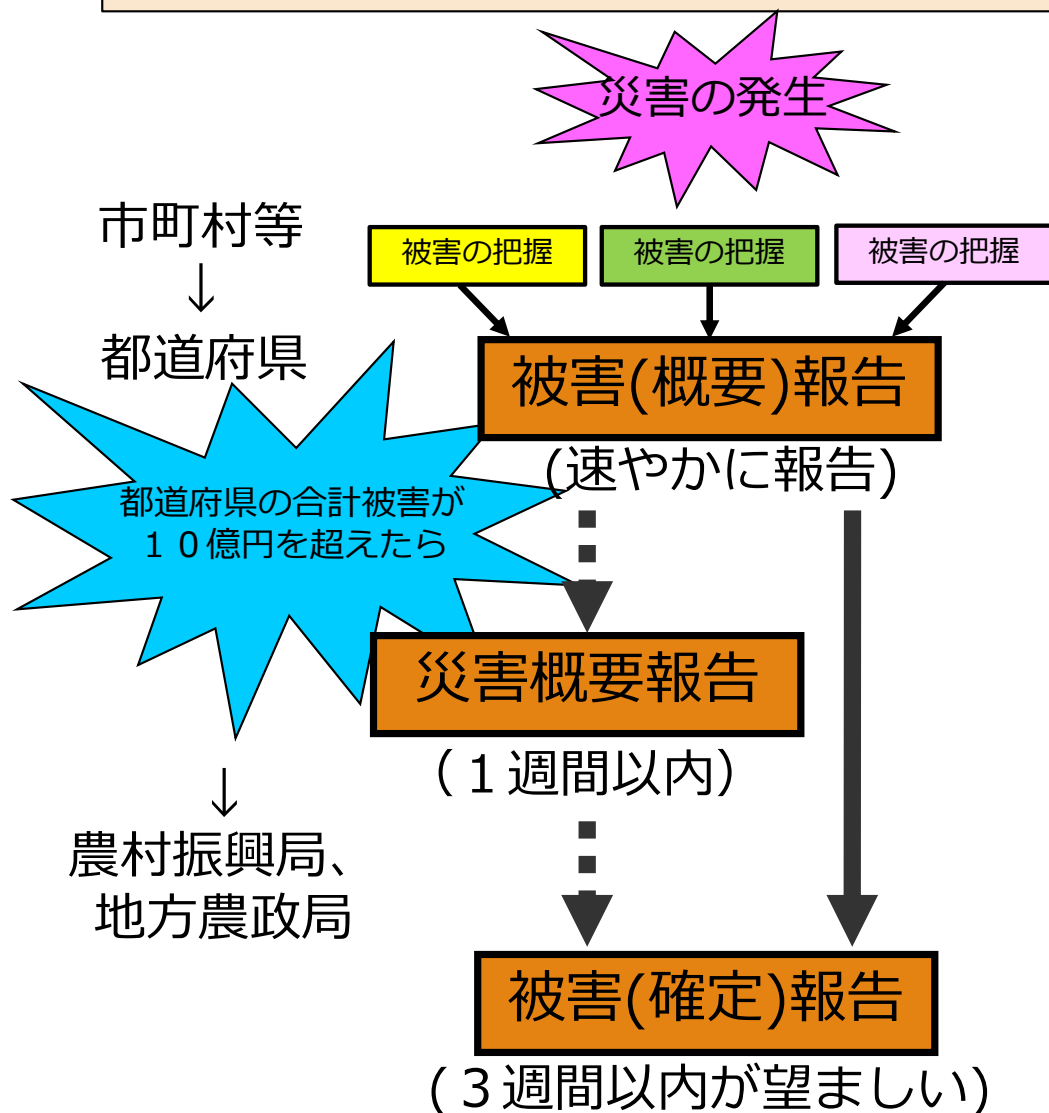
堤体仮補修状況



堤体断面の不足が著しいことから、破堤による二次災害を防止するため、大型土のう等により、応急仮工事を実施。

5 災害報告

- 災害が発生した場合、施設管理者は、被災した施設、被害箇所数、被害額等を取りまとめ、都道府県に報告します。
- こまめな報告を行いつつ、一週間以内での被害全体の概要把握が理想です。



報告のポイント

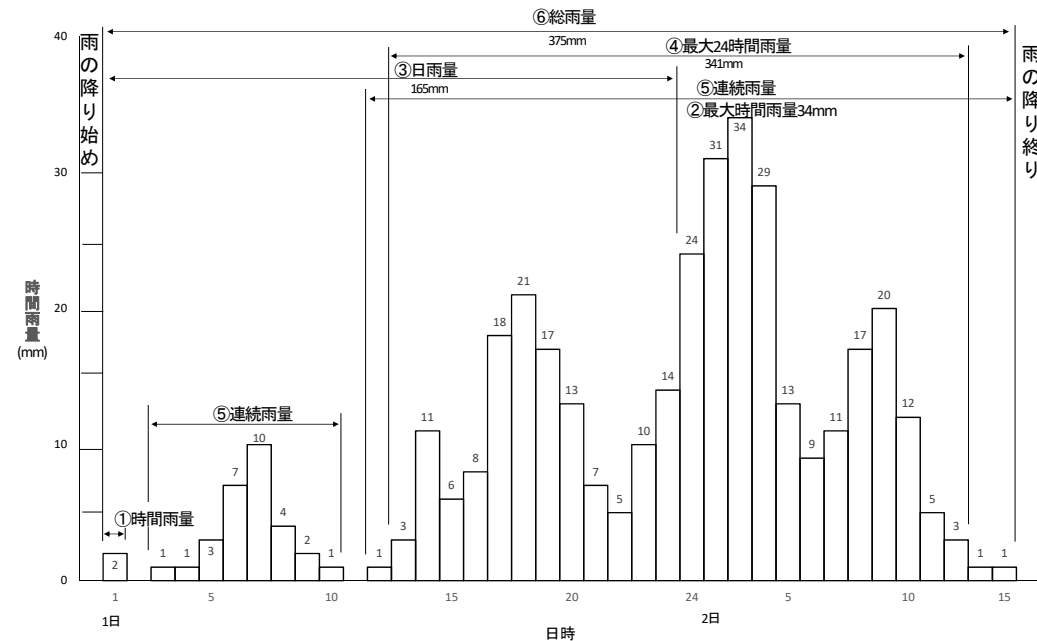
- 被害額の算定にあたっては、これまでの概算事業費などを参考とし、早期の算定を目指す
- 大規模災害査定の簡素化による作業と共用しやすいよう、災害報告の段階から施設毎に被害を整理することが有効
- 本報告をもとに、激甚災害適用の判断がなされるため、早期復旧には、この報告の速度が重要

6 災害事象の確認① 降雨の場合

- 災害復旧事業の対象となるか事象を確認
- 最大時間雨量、最大24時間雨量及び連続雨量等の時間的変化及び地域的分布状況を整理

- 1 観測機関は、公的機関を原則（公的機関の長の証明が必要）
- 2 地図上に、被災箇所及びアメダス等観測所の位置、被災箇所との関係を示した資料を作成
- 3 観測場所は、旧市町村単位で最低1か所を整理
- 4 観測所ごとに最大24時間雨量、最大1時間雨量を整理するとともに、観測所の降り始めから降り終わりまでの雨量（毎時雨量）観測資料に、24時間及び1時間の最大雨量となった期間を記入した資料を作成
- 5 最大となる観測時間は、正時に関係なく、○時○分～○時○分で可

公的機関がインターネットで公表している気象データ等を使用する場合には、証明書を省略できます。
この場合には、全ての資料にURLを表示する必要があります。



注: 最大時間、最大24時間雨量の場合は正時に関係なく○時○分～○時○分が最多の場合がある。

- ①時間雨量 : 正時から正時までの1時間雨量(mm)
- ②最大1時間雨量 : 正時に関係なく連続1時間雨量の最大のもの(mm)
- ③日雨量 : 当日の0時より24時までの雨量(mm)
- ④最大24時間雨量 : 正時に関係なく連続24時間雨量の最大のもの(mm)
- ⑤連続雨量 : 連続して降った雨量(mm)
- ⑥総雨量 : 一つの降雨の降り始めから終わりまでの雨量(mm)

7 災害事象の確認② 洪水、落雷の場合

- 災害復旧事業の対象となるか事象を確認します。
- 洪水の場合、河川管理者等の観測資料や痕跡等を元に作成します。
- 落雷など、地域で発生しやすい事象の確認方法は周知しておくことも有効です。

洪水…被災水位（警戒水位、水位痕跡）

- 1 河川管理者等の観測資料により整理（氾濫注意水位、被災時の洪水位）
- 2 観測場所がない場合は、被災箇所の洪水の痕跡から洪水位を算定（写真撮影が必須）
- 3 氾濫注意水位がない場合は、出水状況整理表の取りまとめ

河川工作物が洪水により被災した場合は、必ず被災洪水位の説明が必要。
（次のいずれか）

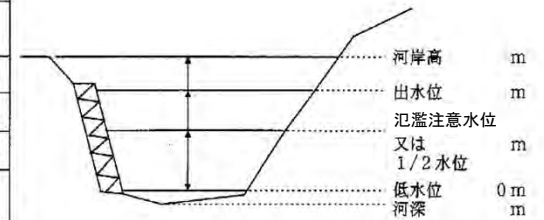
- ① 洪水位観測資料
- ② 洪水痕跡による被災水位（水位痕跡の写真が必要）

事業主体名：

工 種	
地 区 名	
地 区 番 号	—
河 川 区 分 名	級河川
河 川 名	水系 川
観 測 年 月 日	平成 年 月 日
河 岸 高	m
低 水 位	m
警戒水位又は 1 / 2 水 位	m
出 水 位	m

出水状況整理表

河川管理者等の観測資料を基に出水状況を整理する。



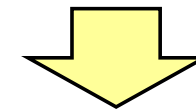
注：水位は低水位を0として水深を記入する。

査定時には、これが必ず必要

落雷…落雷の証明、落雷地点の特定、電流通路経過

- 1 地方気象台の落雷証明、雷雲の発生状況
 - 落雷による停電状況は電力会社又は電気保安協会等の証明
 - 雷注意報の発令状況は、地方気象台の証明
- 2 落雷地点及び電流通路経過の特定
 - 被害地点周辺での被災状況から落雷地点や電流通路経過の痕跡調査
- 3 その他の証明
 - 専門家による被災程度、被災内容等の調査結果
（被災内容から落雷であることが明確でない場合は専門家の意見等）

非かんがい期に落雷があった場合、特に次の点の注意が必要



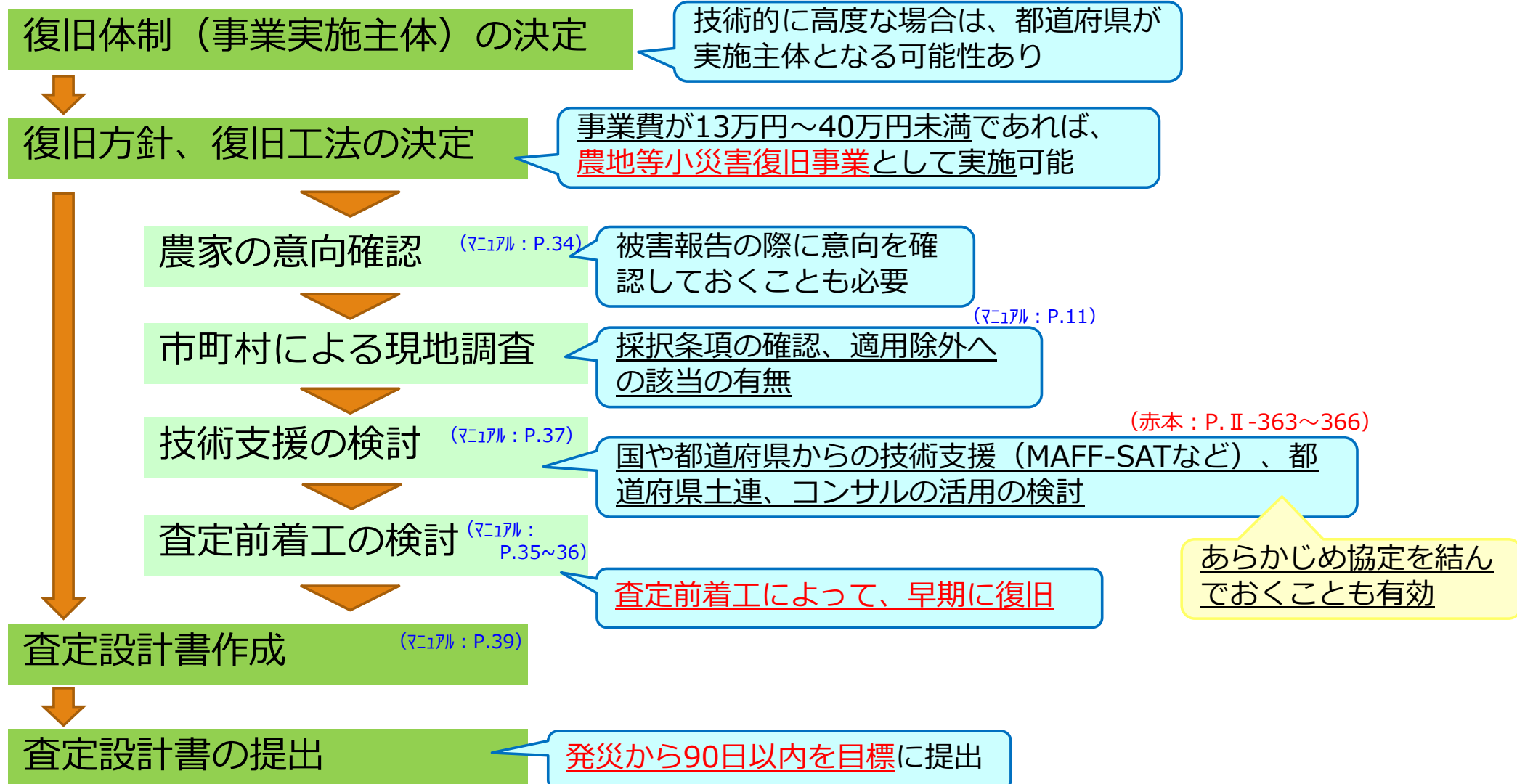
- 非かんがい期は、使用していない施設の被災状況の把握が困難
- 越年してかんがい開始時に異常を把握しても、被害として処理できない



以上のことから、落雷発生後には必ず施設の点検を行うことが必要

8 復旧計画の樹立

- 施設を復旧する場合は、まず、事業主体を決定します。
- 復旧方針、復旧工法を決定し、発災から90日以内を目標に計画概要書等を提出します。
- 技術支援の制度や査定前着工を使い、効率的な作業が可能です。



9 農地復旧に関する農家の意向確認

- 事業の実施に当たり、農家の意向の確認が必要です。
- 農家の戸数が多い場合には、説明会の開催も有効です。

①自己負担の確約書

災害復旧事業費が、農地復旧限度額を超える場合、その超える金額を自己負担することを了解する書類を用意

②営農意欲の確認

現況から判断して、営農がされていない農地や休耕田、転作田等となっている農地の場合には、本人の営農意欲の確認を含めて証明（転作・休耕）できる資料を用意

③構造物が越境する場合の同意書

復旧する施設が、申請者以外の用地へ越境する場合には、当該土地所有者の同意書を用意（他人の土地に構造物を無許可で設置できないことに留意）

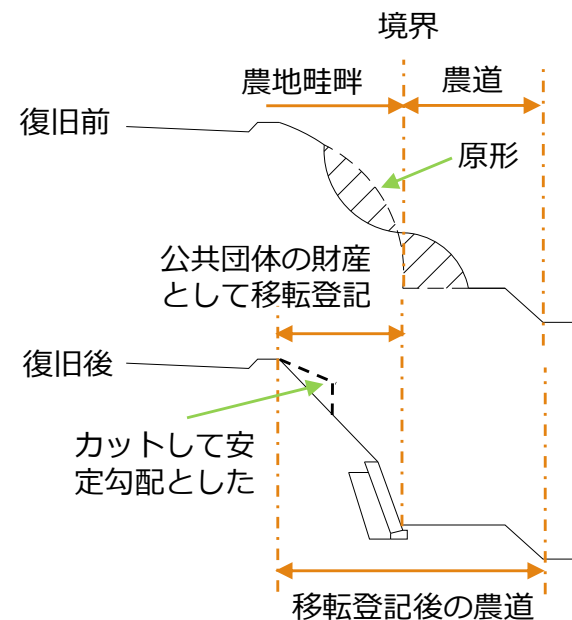
④公共用施設に移転登記する同意書

個人の農地（畦畔）が、実質的に農道等公共施設の効用を果たしているものについては、農地の移転登記を条件に、農業用施設として申請できるため、これに該当する場合には、当該所有者の同意書を用意

※登記費用は、事業費には含まれません。

農家への説明内容（例）

- ① 査定申請するものと小災害復旧事業とするもの
- ② 概算事業費
- ③ 負担についての了解
- ④ 復旧スケジュール

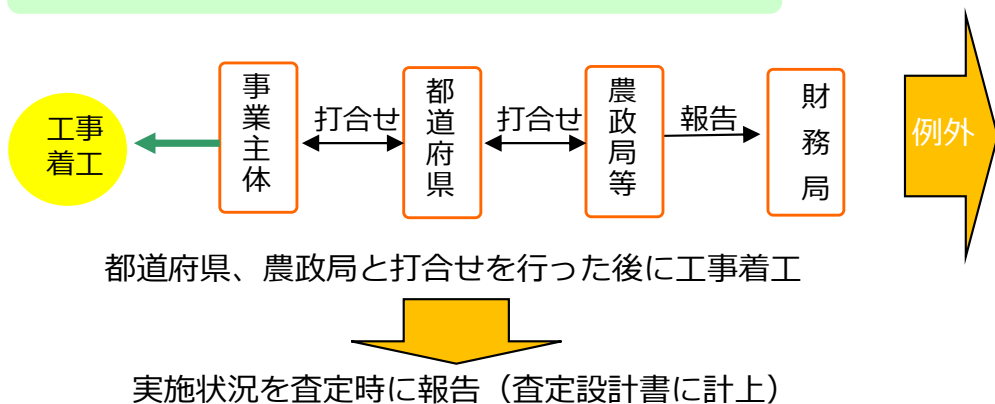


公共用施設への移転登記のイメージ

10 査定前着工（応急本工事）の活用

- 災害査定を待たずに早期に着工できる制度です。
- 復旧を急げば、次の作付けに間に合う場合や、農道・集落排水施設のような生活に直結した施設の復旧に有効です。

応急本工事の手続きの流れ



事前打合せ不要（事業実施主体の判断で着手可能）

- ・土砂等堆積物の撤去
- ・機械設備、電気設備の復旧（部品の交換等修繕に限る）
- ・農地畦畔の復旧（法面復旧を伴うものを除く）
- ・二次製品水路による復旧（構造計算を伴わない小規模なものに限る）

※不明な点等がある場合には、都道府県、地方農政局等へ相談してください。

- ・打合せについては、Web会議や電話（打合せ資料はメール等で送付）による対応も可能

※打合せ資料：チェックシート、被災写真

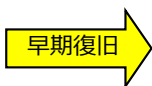
- ・早ければ即日で着工が可能

査定前着工の実施例

農地の復旧



地震により被災した農地

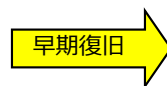


査定前着工により復旧した農地

集落排水施設の復旧



地震により被災した集落排水施設



査定前着工により復旧した集落排水施設

11 査定前着工（応急本工事）の事例

- 早期に営農を再開できるよう査定前着工の活用事例を以下に示します。
（いずれも土砂等の撤去のため、事前の打合せは不要です。）

【農地（畑）】



洪水等により、ガレキ・土砂が堆積し、耕土が流出した農地のガレキ等を撤去することで、作付け可能な状態に復旧。

【水路】



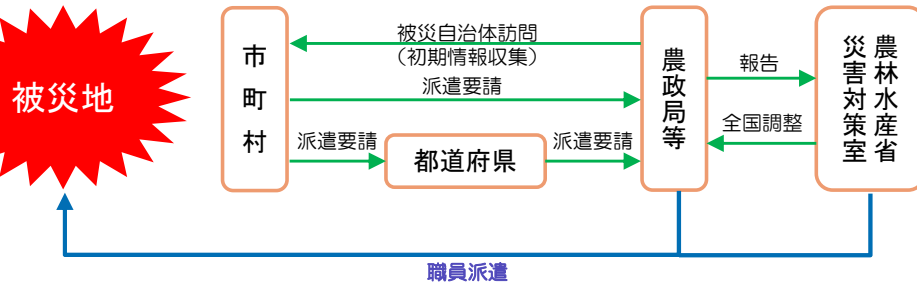
土石流により土砂が堆積した水路の土砂を撤去することで、早期に用水の供給や排水が可能な状態に復旧。

12 被災市町村への応援派遣

- 市町村をサポートするため、都道府県、国、全国土地改良事業団体連合会、コンサルタント等からの支援制度が存在します。
- 迅速な復旧対応を図るため、あらかじめ、都道府県土連との協定締結も有効です。

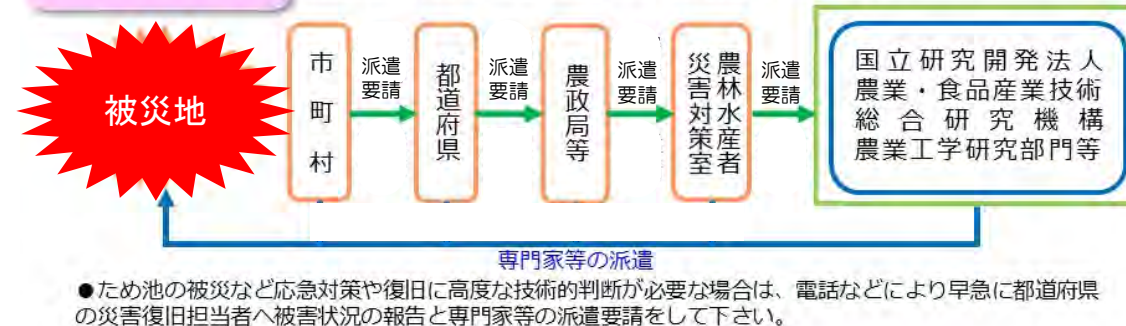
技術職員の派遣

大規模災害時に、農林水産省が被災地地方公共団体からの要請を受け、職員を派遣し技術支援等を行うほか、災害の規模（最大性、広域性）等によりプッシュ型で派遣を行う体制を整えています。



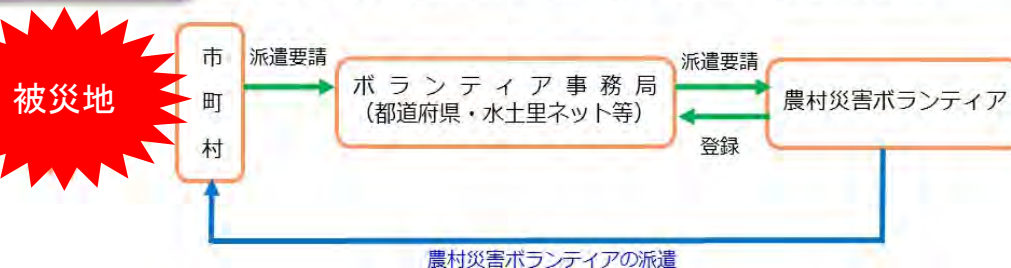
災害初動時の専門家等の派遣

ダム、ため池、頭首工、機場等が被災した場合の復旧（二次災害防止のための応急対策含む）に際しては、高度な技術的判断を必要とすることが多いため、災害の初動時に専門家等を迅速に派遣できる体制を整えています。



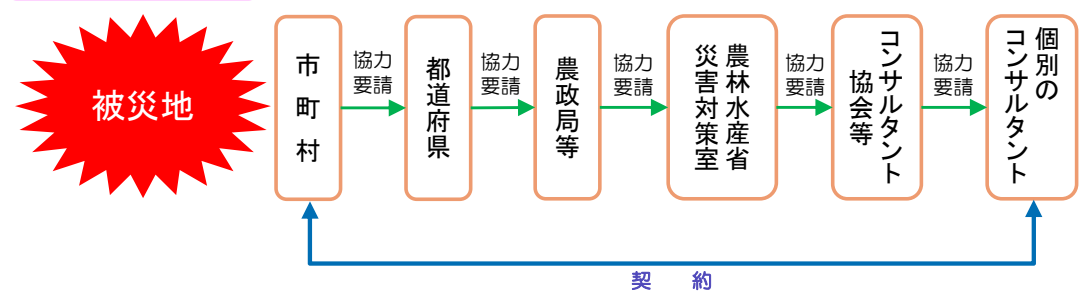
農村災害ボランティアの派遣

「農村災害ボランティア」は、災害発生時には被災自治体からの要請を受け、農地・農業用施設の被害状況の調査、応急対策・復旧工法の助言等を行うほか、平常時には災害の未然防止のために重要な農業用施設の見回りや施設管理者へ防災について助言等を行います。



コンサルタントの確保

大規模災害時に、農林水産省が被災地地方公共団体からの要請を受け、全国のコンサルタントに広域的な協力を要請する体制を整えています。



13 災害復旧事業計画概要書等の作成

- 災害復旧事業計画概要書等（以下、「査定設計書」という。）は、1 1 項目の構成からなり、留意すべきポイントや査定時の視点を考慮して作成します。

査定設計書は、

- ① 計画概要書（第1表）
- ② 事業費総括（第2表）
- ③ 工事費内訳（第3表）
- ④ 応急工事費内訳（第4表）

のほか、
添付図面として、

- ⑤ 位置図
（5万分の1又は2万5千分の1）
- ⑥ 被災図
- ⑦ 平面図
- ⑧ 縦断面図
- ⑨ 横断面図
- ⑩ 構造図
- ⑪ 被害写真

から構成されています。

査定設計書作成のポイント

- ① 調査、測量及び写真整理等
 - ・ 被災直後の状況写真(全景)は被害を理解するために重要
 - ・ 起終点の決定根拠説明を意識した写真の整理を行うこと
（全景写真ばかりでなく部分写真を有効活用すること）
- ② 復旧計画図面の作成
 - ・ 復旧工法(計画)の説明を意識した図面整理を行うこと
（用地境界、小運搬ルート、仮設計画等）
- ③ 復旧工事費等の算定
 - ・ 総合単価を積極的に活用すること
（ただし、事業費が40万円に近い場合は積上検証が必要）
 - ・ 農地復旧には、補助の限度額があるので注意すること

（参考図書）災害復旧事業の復旧工法

査定時の主な視点

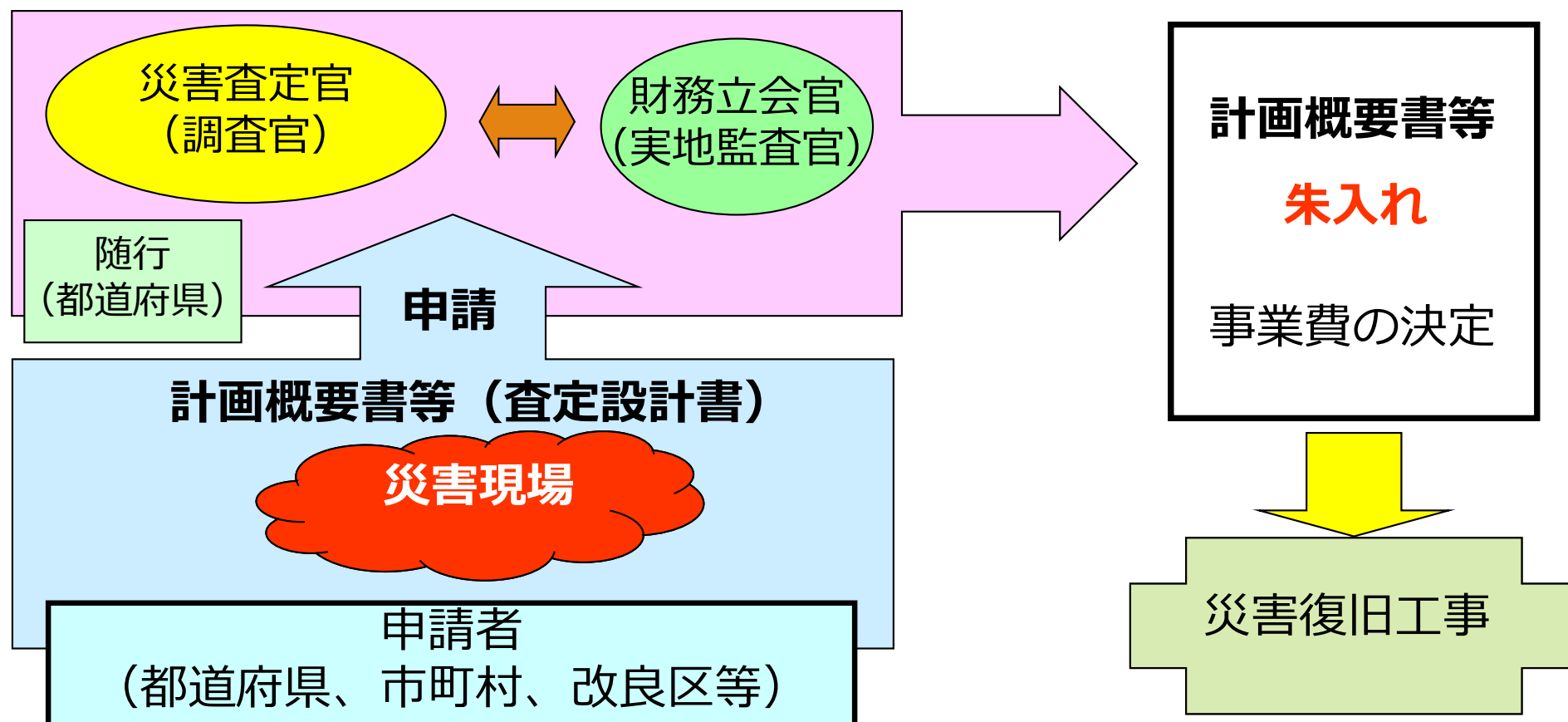
- ・ 今回の天然現象によるものか？
- ・ 起点、終点、施工範囲、延長、断面は？
- ・ 農地の場合限度額は？
算定方法、復旧事業費、超過分の負担了解等
- ・ 構造は適切か？
- ・ 他事業との調整は？（二重採択防止も含め）
- ・ 再度災害の危険は？
- ・ 仮設は適切か？

机上査定の場合

- ・ 現地で確認できない分、添付写真が重要
- ・ 被災箇所、被災原因、被災の程度、規模が写真で確認できるか
特に起点、終点が判断できるか
- ・ 判読困難な場合は、再撮影又は実地査定に切り換えることも検討
- ・ Web会議によりリモートで行うことが可能
- ・ 動画や3次元データによる画像の活用により査定時の説明を効率的に実施することも可能

(参考) 災害査定

- 査定は「実地査定」を原則としますが、申請額が500万円未満の箇所、又はやむを得ない理由がある場合は、「机上査定」により実施することができます。
- また、査定を実施した際には、査定の結果を査定票に表示し、計画概要書の表紙に添付するものとします。
- なお、資料不備等のため、査定実施が困難な場合には、次回まわしとすることができます。



Ⅲ 災害査定申請様式集

- 様式 1 被害報告
- 様式 2 計画概要書
- 様式 3 事業費総括
- 様式 4 本工事明細書
- 様式 5 応急工事費内訳

様式 1 被害報告

様式第 1 第 1 号

被 害 報 告 書

番 号
年 月 日

農村振興局長 氏 名 殿

〔地方農政局長又は
沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名

年 月 日から 月 日までの台風○号（豪雨）により農地及び農業用施設に下記のとおり災害が発生したから、農地
農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱第 5 第 1 項の規定により報告します。

記

都道府県名：○○県 災害名：○○前線豪雨
発生期間：○／○～○／○

報告月日：○／○
報告回数：第○回（最終）

市町村名	農 地			農業用施設		合 計		農 業 用 施 設 内 訳																備考
								ため池		頭首工		水 路		揚水機		堤 防		道 路		橋 梁		農地保全施設		
	箇所	面積ha	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	
〇〇市																								
〇〇町																								
〇〇町																								
〇〇市																								
〇〇町																								
〇〇町																								
合 計																								

様式 2 計画概要書

平成29年災害復旧事業補助計画概要書

				○-□	
災 害 名 及 び 被 災 年 月 日	平成29年10月21日から23日にかけての台風21号豪雨災害			受益面積	0.14 ha
地区及び箇所番号	△△△ / ○○○			関係戸数	1 戸
施 行 位 置	○○市 △△町□□				
事 業 主 体	○○市			被災前の工法	擁壁
工 種	田	緊急順位	A		
区 分	事業量	事業費	摘要	直営又は請負の別	請 負
総 事 業 費	(23) 0.14	1,113 千円		摘 要	
				うち応急工事 千円	
う ち 未 成		千円		年災第	号
う ち 転 属		千円		年災第	号
差 引		1,113 千円		産業廃棄物処分費及び事業損失防止施設費 を除く事業費 千円	
災 害 原 因 及 び 被 災 状 況	平成29年10月21日から23日にかけての台風21号豪雨災害 に依り本 田 が、 L= 22.2 m にわたり被災し、農耕又農作物におおきな支障をきたしている。				
復 旧 工 事 計 画	コンクリート擁壁 L=22.2 m H=1.6m により復旧し、従来通りの効用回復を図る。 第12				

様式 3 事業費総括

事業費総括

費 目	金 額	
工 事 費	千円	
本 工 事 費		
付 帯 工 事 費		
測 量 及 び 試 験 費		
用 地 費 及 び 補 償 費		
船 舶 及 び 機 械 器 具 費		
営 繕 費		
工 事 雑 費		
応 急 工 事 費		
事 務 雑 費		
合 計		

様式 4 本工事明細書

〇-□

本 工 事 費 明 細 書									
本工事費	適用工事	用途	規格	単位	数量	単価 円	金額 円	摘 要	
	コンクリート・ブロック積工	農地・施設用	控35cm	m ²	16	54,700	875,000	コンクリート・ブロック積工	51,800 小運搬④ 2,900
	コンクリート・ブロック練積用 裏込コンクリート	農地・施設用	t=10cm	m ²	9	4,400	39,000	コンクリート・ブロック練積用 裏込コンクリート	4,100 小運搬④ 300
	盛土復旧工	農地・施設用	盛土工 法面芝付工	m ²	24	8,300	199,000	盛土復旧工	8,300
計							1,113,000		

様式 5 応急工事費内訳

応急工事費内訳

費目	金額	摘要
本 工 事 費	千円	
附 帯 工 事 費		
測 量 及 び 試 験 費		
用 地 費 及 び 補 償 費		
船 舶 及 び 補 償 費		
営 繕 費		
工 事 雑 費		
計		

IV 災害査定FAQ

問 1 計画概要書の図面のサイズはA 1 サイズでなければならないのか。

答 説明できれば、サイズは問いません。A 3 サイズでも構いません。

問 2 農地の災害復旧事業は近隣の田、畑をまとめて申請できるのか。

答 農地の災害復旧事業は、田、畑を分けて申請してください。

問 3 災害査定申請 1 か所に数筆の農地がある場合の復旧限度額算定面積はどのように考えるのか。

答 農地の合計面積で復旧限度額を算定してください。

問 4 個人所有の農業用施設は、災害復旧事業を申請できないのか。

答 個人所有の農業用施設であっても、実質的に公共的施設の効用を果たしているものについては、公共的団体の財産として移転登記することを条件として、災害復旧事業として申請することができます。

問 5 技術系の担当職員が少なく、迅速な報告、事業対応ができません。支援制度はありませんか。

答 全国的に市町村の技術系職員は少なくなっています。都道府県や国の職員の応援派遣、全土連やコンサルトの業務委託などの支援手段の活用が有効です。
まずは、都道府県や地方農政局に御相談ください。

問 6 被害金額の算定に時間がかかります。何か工夫はありませんか。

答 都道府県別に定める総合単価や過去の事例等を参考にして概算金額を算出することが有効です。

問 7 農家の意向確認に時間を要します。早く終える工夫は何ですか。

答 事業を実施するためには農家負担の確約が必要です。このため、農家から確約書を提出してもらう必要があります。最終的な金額の確定は、事業費の積算の後となりますが、過去の事例等から概算金額を農家に提示し、早めに意向を確認しておくことが有効です。被害調査の時点で、農家の意向を確認している事例もあります。

問 8 総合単価を使用することで、余計な手間がかかりませんか。

答 総合単価の使用により査定設計書の早期作成や査定が簡素化されるという利点もあります。工事の実施設計書を作成するために、設計書を組み替える手間は発生するため、必ずしも、総合単価を使わなければならないわけではありませんが、有効な点にも着目して、作業の簡素化に役立てていただければと思います。

問 9 査定前着工について、応急本工事の打合せはどのように行うのですか。

答 打合せでは、復旧工事が手戻りにならないようチェックシート及び被災写真による必要最小限の確認のみ行います。
Web会議等の活用により、直接説明に出向く必要もありません。
早ければ即日着工が可能です。

問10 査定前着工について、直接説明に行かないのは失礼ではありませんか。

答 決してそのようなことはありません。本マニュアルP.35のとおり、Web会議や電話（資料はメール等で送付）により打合せを行うことが出来ます。